

法友

かわらばん

No. 3

発行日 2021年 8月 3日

発行

大阪弁護士会法友倶楽部

幹事長 林 裕之

編集者

法友倶楽部広報委員会

委員長 山田敬子

編集長 篠根壮一

印刷 (株)耕文社

表紙題字 故 滝井繁男先生

林裕之の執行部を よろしくお願いします。

令和3年度 法友倶楽部幹事長 林 裕之 (53期)

法友倶楽部の皆さま、おはようございます、令和3年度幹事長の林裕之です。

一昨年度末より続くコロナ禍、団結して乗り越えなければならない苦難とはいえ、気持ちの晴れ晴れしない状況が続いておりますね。今年度は、コロナ禍を言い訳にすることなく、できる限り積極的に活動し、皆さまに気持ちのよい波風を立てたいと思っています。

さて、幹事長就任、今年度常任幹事の始動から3か月が経とうとしています（執筆時）、誠に残念ながら、親睦行事が全く実現できていません。他方で、幹事会、常幹会等については、前年度に一定のノウハウができていますので（前年度常任幹事の皆さま、ありがとうございます）、今のところ大過なく運営できていると思います（不慣れな点、ご容赦ください）。また、今年度は、春の定時総会を、会館とWEBを併用したハイブリッドで行い、推せん委員の選任についてWEB投票を導入しました。初めての試みで、ご不便をおかけしたかと思いますが、無事に終えることができました。ありがとうございました。

今後もWEBを利用した多数の方への迅速な情報伝達を継続しつつ、これまでの諸先輩方が培ってきた法友倶楽部ならではの生身の交流を、少しでも復活し深めていきたいと考えていますので、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしく申し上げます。



田中執行部をよろしく申し上げます。

令和3年度 大阪弁護士会副会長 中嶋 勝規 (54期)

法友倶楽部の皆様、いかがお過ごしでしょうか。本年度副会長の中嶋です。4月1日に副会長に就任し、3ヶ月（4半期）が過ぎようとしています（執筆時点）。

大橋前幹事長に倣い、定期的に会派のMLへの情報発信をするように心がけていますが、見て頂いているでしょうか。時々レスを頂いており、関心を持って頂いていると感じると継続のモチベーションになります。

さて、私の主担当の委員会等は大弁で10、近弁連で5あり、委員会には複数のPTもぶら下がっています。中には馴染みの委員会もありますが、大半が落下傘です。委員会の前に予習をして何とか正副、全体委員会での議論についていけるようにと必死です。また、委員会等で生じる課題を毎週の副会長会、正副会長会での議論についていけるようにと必死です。副会長会、正副会長会での議論では、時間をかけて議論を行う中で新たな気づきが沢山あり、貴重な経験を積ませてもらっています。日常業務では、日々多数の決裁書類を押印していますが、時折立ち止まってルール自体の確認もしています。

思っていた以上にやる事が次から次へと湧いてきますが、今年度の会務執行方針の達成が最も重要課題です。日々の業務に追われながらも、時々立ち止まって考える時間が必要です。週末にしか余裕はないですが。お気づきの点があれば、引き続きご助言を賜れば幸いです。役員室への差し入れもお待ちしております(笑)。



常議員会副議長

川本真聖 (55期)



皆様こんにちは。55期川本真聖です。

常議員会は、約2週間に1

度開催され、「本会の規則を制定し、又は改廃すること」その他、重要な事項を審議します（大阪弁護士会会則57条）。常議員の定数は、60人です（同56条2項）。常議員会では、多くの会員が、真面目に一生懸命に、会務のことを議論しています。議長である丹羽雅雄先生をサポートし、会議の円滑な運営に死力を尽くしています（今のところ、「議長マイク切れます！」と言ったりするくらいです）。

常議員は若手会員も多数おられます。私は、常議員2度目ですが、常議員を一度やると弁護士会の会務の流れが本当によく分かります。委員会活動や本業を行う上でも大いにプラスです。未経験の若手の先生方は、是非、積極的に常議員に立候補いただければ！と思っています。どうぞよろしく願います！

綱紀委員会

委員長 大原 明 (40期)



綱紀委員会委員長の大原明(40期)です。綱紀委員会は、委員数106名、

うち外部委員6名で構成されます。2部会制をとり、原則として2名の主査委員を任命して事件の調査、議決書の起案をしてもらい各部会で審議・議決をしています。令和2年は、いわゆる大量懲戒請求事案を除いた前年からの引継案件が301件、新受件数219件、前記同じく除いた議決件数290件、翌年繰越件数230件でした。議決件数290件の内訳は、懲戒委員会に事案の審査を求めるが26件、求めないが260件、資格喪失・死亡による終了が4件です。近年、新受件数は増加傾向にありましたが、令和2年は減少に転じ、コロナ禍にあっても委員会の処理（議決）件数は例年より増加して、翌年繰越件数は少々落ち着きを見せています。事件処理の滞留をなくして迅速処理が求められています。

刑事法制委員会

委員長 宮崎誠司 (47期)



昨年に引き続き委員長を務めることになりました。何分にも、刑

事弁護活動に関して語るキャリアがありません。裁判員裁判が始まるまで刑事弁護活動に関わっていましたが、裁判員裁判は無理だと腰を引き、それ以降、刑事告訴等を除いて刑事弁護活動には関わっていません。ただ、関心だけは残しておいたことがこの委員会に接点を持ち続けることになった所以です。

法務省では性犯罪規定の改正に向けて急ピッチで進むことが確実ですので、これに並走するように対応していくことを予定しています。新聞でも性犯罪にかかる連載記事が増えています。社会的・歴史的な背景を控えた根深い問題です。厳罰化へ傾く中においても、刑事法原則・刑事手続の適正という観点を忘れないように議論していくことが望まれます。皆さん、一緒に関心を持って議論しませんか。

子どもの権利委員会

委員長 浜田真樹 (55期)



委員長を拝命しました浜田真樹です。藤野睦子筆頭副委員長と

ともに、法友コンビで1年間務めてまいります。

当委員会は子どもに関するあらゆる問題を取り扱うことから、活動領域がとても広いことが特徴です。最近でも、成年年齢下げや少年法改正などの重要課題があるほか、コロナ禍で、学習権をはじめとして子どもの生活全般にも大きな影響が出ていることも見過ごせません。大人も息苦しさや辛さが増す日々ですが、子どもたちはそういう大人からの影響を最も強く受けてしまう存在です。私たちは、そういった子どもたちの辛さを見過ごすことのないよう、幅広い分野で活動していきたいと考えています。

若い年次の委員が多く活躍してくれている、活気あふれる委員会です。法友のみなさまもぜひご参加ください！

犯罪被害者支援委員会

委員長 平瀬義嗣 (63期)



本年度、犯罪被害者支援委員会の委員長に就任しました平瀬義嗣

です。

当委員会では、より早期から充実した犯罪被害者支援を行うべく、検察庁及び大阪府警と提携して法律相談へ繋げています。大阪市とも契約を締結し、同じく法律相談を実施しております。

また、本原稿執筆時点で委員長に就任して約3ヶ月が経過しましたが、この間、犯罪被害者支援を行う医師や社会福祉士をお招きして勉強会を開きました。今後は、医療分野の専門家とも協力して支援業務を行いたいと考えています。

会員に対しては、質の高い研修を実施して、犯罪被害者支援業務に対するスキルを身につけていただくと同時に、困難事件については委員会としてバックアップする態勢もできています。

法友倶楽部の先生方のご支援、ご協力をよろしく申し上げます。

民事司法改革検討・実現プロジェクトチーム

座長 福原哲晃 (29期)



民事裁判手続のIT化に向けた取り組みが本格化しつつあり当PT

は、「民事裁判手続IT化検討部会」を中心として意見書の作成、大阪地裁との実務協議等IT化に向けた取り組みを精力的に行っています。

民事裁判のIT化は、**e提出**（訴状・準備書面等のオンライン提出）、**e事件管理**（事件情報・事件記録のデータベース化）、**e法廷**（Web会議等で実施）の「3つのe」を目指すもので、ご承知のとおり、既に昨年から、全地裁本庁でWeb会議による準備手続等が開始され、本年度は全ての地裁支部に拡大される予定です。

そして、IT化は、家事・保全・執行・倒産手続等にも拡大され、さらに、捜査・公判等刑事手続のオンライン化、証拠書類の電子データ化に向けての検討も始まりました。法友倶楽部の皆さんには、事務所の体制を含め、くれぐれも準備怠りないようお願いいたします。

外国人に関する法的サービス検討推進プロジェクトチーム

座長 大橋さゆり (51期)



外国人に関する法的サービスのあり方を検討し推進するために必要

な活動を行うことを目的として、2020年3月12日から2023年3月31日までの期限付きで設置された組織で、座長をしています。外国人に関わる各委員会（人権、国際、刑事弁護、子ども、労働問題、相談センター運営、ADR推進、法テラス対応）推薦及び会長委嘱により、委員数31名です。

春季総会でもご案内の機会をいただきましたが、「外国人」は日本で「人権享有主体性」が論点となるほどに人権が守られていません。

せめて弁護士会では「外国人事案」⇒よくわからない、面倒だ、ということにならないよう、情報を集中させ、会員に提供できるようにと考えています。

当会HP内に「外国人のみなさまへ」ページを設け、当会の「無料通訳付き外国人法律相談」も宣伝していきます。

企画委員会

委員長 宮崎誠司 (47期)



当委員会は、中嶋副会長および林幹事長から会派内外の課題にかか

る意見を問われること想定し、しっかりと受け止めてあげなければなりません。また、一会員・一委員からの個別の重要な問題提起があれば、常任幹事とともに情報共有し、企画を立てることなども念頭に置きます。

年度後半期に入りますと、次年度大阪弁護士会副会長予定者を中心にして当倶楽部が提言する政策課題の検討、とりまとめをしていきます。

皆様におかれましても、折に触れて弁護士会・会派の運営、会員の業務にまつわる諸処の不備・不具合等について素朴な問題意識で構いませんので、持ち続けてください。

まずは中嶋副会長・林幹事長を支えるとともに、会派の会務の活性化に資するよう頑張りますので、委員の皆さま、この1年ご協力よろしく申し上げます。

広報委員会

委員長 山田敬子 (56期)



本年度、広報委員会の委員長を仰せつかりました、56期の山田敬

子と申します。歴代の広報委員会委員長の錚々たるお顔触れに比して、極めて若輩であることは重々承知しておりますが、満村前委員長のご指名でもありますので、誠心誠意務めさせていただきます。

昨年度に引き続き、コロナ禍の終息が見えず、行事ごとにもままならない状況ではありますが、執行部のお考え、Web利用など工夫しながら実施した各行事のご案内など、迅速性と一読性を重視した「かわらばん」と、読み応えのある「通常版」とを併用しながら、有効かつ楽しい広報をお届けしたいと考えております。また本年度は、法友倶楽部ホームページの開設も予定しております。会報誌・ホームページに拘わらず、ご意見や企画等ございましたら、忌憚なくお寄せ頂ければ幸いです。1年間、宜しく願い申し上げます。

親睦委員会

委員長 山岡直人 (60期)



本年度の親睦委員長を務めさせていただくことになりました60期

の山岡直人です。HGCを除く会派活動に皆目参加してこなかった私に何故という想いが未だぬぐい切れませんが、林幹事長及び中嶋副会長を支え、会派の活性化の一翼を担えればと考えております。

何より、あの頃は大変だったよねと歴史的にも語られるであろうこのコロナ禍において、すでに親睦行事の企画作業は困難を極めています。ただ、その中でHGCを中心に、事務局やご家族の皆様も含め、多くの方に気軽に参加していただける企画を何とか絞りだして行きたいと考えておりますので、至らぬ点多いとは思いますが、多数の方のご参加をお待ちしております。

私自身も多くの方とお話しし親睦を深めたいという気持ちが一杯です。どうぞ一年間よろしくお願いいたします。

法曹交流委員会・研修委員会

委員長 山崎道雄 (60期)



1 法曹交流委員会と研修委員会の2つの委員会を兼任で委員長を

させていただくこととなりました。

法曹交流委員会は、若手会員のサポート、司法修習生や他士業との交流企画等を担当し、研修委員会は、会内研修を担当しておりますが、両委員会の活動には、相互に共通・関連する部分もあります。

せっかく兼任を拝命しましたので、それぞれの委員会において、良い部分を抽出し、相互に活用していくことで、会員にとって、一層意義のある委員会にしたいと思っています。

2 今年度、法曹交流委員会では、法友OJT制度及び若手会員サポート制度を運用致します。

法友OJT制度は、法友倶楽部内でチューターと受講者をマッチングし、会内で弁護士業務のOJTを実現しようという試みです。また、若手会員サポート制度では、サポーターの親会弁護士が若手からの質問や共同受任の要請に対応する制度です。

いずれも、特にジュニア部の皆

様を中心に、積極的にご活用いただきたく、何卒、宜しくお願い致します。

3 また、研修委員会では、年に2回程度を目標として、研修企画を準備しています。

法友の研修は、会員間の交流を深める重要な機会です。また、弁護士会の研修では聞けないような魅力ある内容とし、会員の皆様にとって役に立つものとしたいです。第1回目は、特定の専門分野をテーマとし、講師の先生に、体験談も織り交ぜながら、実体法の基礎知識や初動の重要点を中心に講演いただくことを検討しております。

企画の詳細は、追って、ML等を通じてご連絡しますので、積極的にご参加いただきますようお願い致します。

4 両委員会の活動方針は、概要以上のとおりです。法友倶楽部のますますの発展のため、精一杯頑張りますので、引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



ジュニア部

代表幹事 門林俊夫 (65期)



令和3年度の法友倶楽部ジュニア部代表幹事の門林俊夫です。

本年度もコロナ禍の影響を受けて、ジュニア部の活動もオンライン中心となっています。そのため、従前と同じような活動はできていませんが、昨今はオンラインで楽しめるツールがいくつも開発されており、直近のトークテーマアプリを使った企画はなかなか好評だったのではないかと思います。

例会はいわゆるオンライン飲み会のような雰囲気です。ざっくばらんに会話を楽しんでいます。本年度の例会にまだ参加されていない先生方（特に60期代後半～70期代の期の若い先生方！）におかれましては、是非一度ご参加いただければと思います。

今後の予定は、副会長候補の先生からお話を聞く会、VRゲーム、ボイストレーニングなどを検討しており、徐々にリアル開催も実施していきたいと考えています。

森直也前副会長緊急座談会

コロナ禍を踏まえた 今後の弁護士会のあり方について

藪根 森先生、1年間、副会長として会務に取り組んで頂き、本当にお疲れさまでした。昨年はコロナ禍に対応するために、弁護士会でも様々な施策がとられていました。森先生が副会長として対応に当たられたご経験をもとに、今後の弁護士会の運営のあり方についてお話し頂けないでしょうか。

森 まず、コロナに対する直接の対応として、面談による法律相談を減らすなど、会館に人が来ることを減らすための施策をとりました。ただ、今後、ワクチンの効果が上がれば、会館に人が来ることを減らすためのだけの施策を続ける必要はなくなります。

田中 それでは、弁護士会の運営は、コロナが流行する前の状態に完全に戻るのでしょうか？

森 何もかも完全に元に戻る訳ではないと思います。弁護士会では、もっと前から運用を変えても良かったのに、何となく昔のやり方のままになっていたことが多々ありました。しかし、昨

年、コロナの流行を受けて、短期間で大きく運用を変えたことがたくさんあります。その結果、コロナ対策にとどまらない良い結果が出ています。そのような分野では、コロナが収束しても、元に戻さず、むしろ変化をもっと進めていくべきではないでしょうか。

田中 コロナの収束後も変化を進めていくべき分野として、どのようなものが考えられますか。

森 例えば、法律相談のウェブ化が考えられます。当初はコロナ対策のために面談の機会を減らさないといけなかったということで検討を始めたのですが、今は多くの方がスマートフォンやパソコンを持っているので、市民が弁護士に相談できる機会を広げるためにも実現に向けて進めていくべきだと思います。コロナ対策のために、弁護士会の通信環境が強化されていますので、実現のための環境も整っています。実現に向けてのポイントは、有料相談の場合の相談料の受領方法でしょうね。



森前副会長(右)と田中会員(左)。オンラインで座談会を実施しました。

もう一つは、弁護士会職員のテレワークです。コロナ対策のために職員のテレワークを始めました。職員の中には、育児や介護のために在宅勤務のニーズが以前からあったと思います。しかし、これまでは在宅勤務の制度がありませんでした。コロナに迫られて、テレワークの制度を作りましたが、業務に支障はなかったと思います。弁護士会だけでなく、大きな会社でも、在宅で仕事ができると多くの人が気付いてしまった以上、コロナが収束したからと言って後戻りすることはできないでしょう。弁護士会の場合、業務の内容上、どうしてもテレワークができない部署もあるので、職員間の衡平の観点を忘れてはいけません。テレワークの制度は引き続き運用していくことを検討するべきだと思います。

田中 コロナ対策によって目的外の良い効果が生まれた事例としてどのような分野がありますか。

森 これまで委員会は、会館で開催していました。しかし、コロ

ナ対策のために、ウェブで委員会を開催するように一気に変わりました。その結果、委員会の出席率は顕著に上がりました。委員にとって、委員会に出席しやすくなる効果があることを考えると、コロナが収束したからと言って、全部リアル会議に戻すべきではないと思います。もちろん、リアルで直接会って議論しなければならない問題もあります。コロナが収束した後は、リアル会議とウェブ会議のそれぞれの長所をバランス良く活かしていくべきでしょう。さらに進めていくと、総会なども、ウェブ会議を活用することで活性化することができるかもしれません。

田中 他に、副会長のお仕事の関係で大変だったことや変えていくべきだと思われることはありますか。

森 副会長の日々の業務で一番大変なのは決裁です。弁護士会のありとあらゆる決めごとにおびたどしい決裁印を押さないと

決裁が必要な書類を入れる木箱があります。1日、2日ほど、会館の役員室に行かないことがあると、未裁の書類が大量に溜まって大変なことになります。副会長の決裁が遅れると委員会や職員が困るので、弁護士会の動きを止めないために、副会長は会館に詰めている必要がありました。今年度からは、決裁を電子化するシステムが導入されるので、かなり業務効率が上がると思います。

藪根 最後に、昨年1年間を振り返って一言頂けないでしょうか。

森 昨年度は、コロナをきっかけに多くのことを変えました。コロナが収束した時に、変化によってもたらされた成果をしっかりと検証するべきです。全てを一時的な対応とするのではなく、良い成果が生まれたことは継続するべきですし、さらに進めていくべきです。私たちが取り組んだことが、弁護士会の運営をよりよくするための基礎になれば、頑張った甲斐があったと思います。

春季総会——WEBを併用しました

宮部 千晶 (61期)

令和3年5月28日午後6時より、令和3年度定時総会が開催されました。緊急事態宣言発令中のため、春の総会としては今回初めて、大阪弁護士会館2階とWEBの併用で開催しました。

まずは、林幹事長の挨拶に始まり、中嶋勝規大阪弁護士会副会長の近況報告、そして、前年度副会長の森直也会員へ当会からお疲れ様の花束が贈呈されました。続いて、昨年度活動報告、同会計報告、本年度活動方針、推せん委員会細則改正が審議され、いずれも満場一致で承認されました。

今回、WEB併用での開催ということで、推せん委員の選出は、投票用紙だけでなく、グーグルフォームも利用して行いました。WEB参加やパソコン、スマートフォンをお持ちの会場参加の会員には総会中にお伝えしたアンケートフォームのURLから投票していただきました。初めての試みで、どうなることかと不安でしたが、無事集計することができ、推せん委員を選定することができました。ご協力ありがとうございました。

最後になりましたが、このような状況下で会場参加21名、WEB参加25名と多くの会員に参加していただき、感謝しております。また、弁護士会役員・委員長、当会委員会委員長、ジュニア部代表幹事の会員からもお忙しい中、ご挨拶いただき、ありがとうございました。早く皆様と直接お目にかかれる日が来るといいですね。

編集後記

本年度第一号となる、法友かわらばんをお送りします。目玉は、森前副会長のインタビューです。誰も経験したことのない混乱の中で、会の運営に奔走された様子をお話し頂きました。

本年度は、計3回の発行を予定しております。行事ごとにもままならない状況ではありますが、できるだけリアルタイムに、読み応えのある記事をお届けしてまいりますので、本年度もよろしく願いいたします。(山田敬子)

今号が弁護士会や会派の現状や課題に関する情報発信に役立てば幸いです。(藪根壮一)

法友倶楽部内外で法友かわらばんの話が出ており、徐々に定着してきていることを実感します。有意義な情報を提供できる会報誌にしていくよう尽力して参りますので、よろしく願いいたします。(石坂省悟)

リアル会議の代用としてのWEB会議ではなく、リアル会議に加えてWEB会議となっていくそうです。広報の在り方も大きく変わるのではないかと思います。

どんな時も良い方向へ仕組みや考え方を変えていくことが大事ですが、法友の親交は変わらずに温めていきたいと願っています。(田中章弘)

中原圭介会員 (65期)

アクル
法律事務所Acrew

中原先生ご独立祝い

法友倶楽部の皆様、中原先生が、この度所属していた事務所から独立し、吉田将樹先生と共に事務所を開設されたとの連絡をうけたので、早速曾波(63期)、石坂(64期)が「法律事務所Acrew(アクル)」に行ってきました。

事務所名は、弁護士と依頼者が同じ船に乗り目的地を目指していく(a crew)との意味と、依頼者の気持ち「明ける」ようにとの願いを掛け合わせたものとのこと。



吉田先生(左)と中原先生(右)

中原先生と吉田先生は、大学時代の同級生であり、その後も定期的に連絡を取る仲でした。中原先生が独立を考えていたところに、吉田先生に声をかけたところ、吉田先生も独立を考えていたということで、共同で設立に踏み切ることとなりました。

事務所が入っているビルはとても綺麗で、内装もお洒落な仕上げとなっています。

会議室は2室あり、1室はオーソドックスな内装の中にも、壁紙に細かい模様が入っており、中原先生のセンスの良さがうかがえます。もう1室は、法律事務所の相談室とは思えない雰囲気、明るいカフェ仕様の会議室となっています。

相談に来られた方を元気づけるようにと、事務所名の由来と同様に、相談者の気持ちに配慮した作りとなっています。

事務所が1つのチームとして弁護士・依頼者・事務局も含めて皆を幸せにしていきたい、とお二人方から熱い想いを話していただきました。

インタビューアー 曾波 重之 (63期)

石坂 省悟 (64期)